

I 建設機械動向調査の概要

1. 調査の目的

建設機械動向調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として経済産業省と国土交通省が共同で実施しているもので、建設業等の建設機械の保有状況を把握することを目的としている。

2. 調査の範囲

建設機械を製造・販売している製造業者及び国産機械又は輸入機械を販売している商社で販売及び管理している建設機械の平成27年度（平成27年4月から平成28年3月まで）の販売台数及び管理台数である。

3. 調査対象企業及び回答企業数

調査対象企業は、建設機械の製造業者及び輸入業を行っている商社。

調査対象企業数は93社。うち回答のあった企業数は85社。

回収率は全体で91.4%であった。

II 用語の説明

1. 建設機械購入台数

新品の建設機械（国産機械及び輸入機械）を、平成27年度（平成27年4月から平成28年3月まで）に国内の使用者（最終需要者）が購入した数である。

2. 建設機械保有台数

製造業者及び商社がこれまでに販売した建設機械（新品機械及び中古機械）であって、平成28年3月31日現在において管理（アフターサービス等実施）しているものを、国内の使用者（最終需要者）が保有している台数と見なした。

3. 建設機械及び規格区分

- （1）建設工事に使用される建設機械に限り調査し、その他の用途に使用される機械（農耕用機械など）は、この調査から除外した。
- （2）移動しながら作業する建設機械は、搭乗式のみを対象とし、ハンドガイド式のものは除外した。
- （3）基礎工事用機械は、ベースマシンの有無にかかわらず、作業装置の数とした。

4. 使用者の業種区分

使用者の業種区分は、下表のとおりであり、使用者の業種が2種以上にわたっている場合は、そのうち主たる業種の区分に含めた。

使用者の業種区分	摘 要
建 設 業	日本標準産業分類D（建設業）に属する業者で、建設業法第3条の大臣許可及び知事許可を得た者（建設機械器具賃貸業等に含まれるものを除く）
建設機械器具賃貸業等	日本標準産業分類K7011（総合リース業）及び、K7022（建設機械器具賃貸業）に属する業者
官 公 庁 等	国、地方公共団体、公社、独立行政法人、特殊会社、事業団及び協同組合等
農業、林業及び漁業	日本標準産業分類A（農業、林業）及びB（漁業）に属する業者
採石業、砂・砂利・玉石採取業	日本標準産業分類C054（採石業、砂・砂利・玉石採取業）に属する業者
そ の 他	上記のいずれにも属さない業種（製造業、運輸業等）
不 明	使用者の業種が不明のもの（転売等による）

5. 使用者の地域区分

使用者の地域区分は下表のとおりとする。

地域区分	地 域 内 都 道 府 県 名
北 海 道 地 域	北海道
東 北 地 域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東 地 域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県
北 陸 地 域	新潟県、富山県、石川県
中 部 地 域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿 地 域	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国 地 域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国 地 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州 地 域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄 地 域	沖縄県

6. 環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の概要

種 別	概 要
低騒音型建設機械	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号)に基づき指定された低騒音型建設機械
超低騒音型建設機械	低騒音型建設機械のうち、その騒音の測定値が上記規程に示す騒音基準値から 6 を減じて得た値を下回る建設機械
低振動型建設機械	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号)に基づき指定された低振動型建設機械
排出ガス対策型建設機械	「排出ガス対策型建設機械指定要領」(H3.10.8 建設省経機発第 249 号)、「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(H18.3.17 国総施第 215 号)又は「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(H18.3.17 国土交通省告示第 348 号)の基準値に適合し以下の区分毎に指定された建設機械、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」という）」による規制対象車に指定された建設機械（トンネル工事用含む） 第 1 次基準値：「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表 1 の基準値に適合し指定された建設機械 第 2 次基準値：「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表 2 の基準値に適合し指定された建設機械 （ただし、指定を受けた年月から販売し、管理を行っている機械（台数）を対象とする） 第 3 次基準値：「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」の別記 1 の基準値又は「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」第 10 条の基準値に適合し、指定された建設機械 オフロード法 (2006 年基準)： ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって、「特定特殊自動車であって特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示」（以下「オフロード法告示」という）第 2 条第 1 項第 1 号で定める基準値に適合し、基準適合表示を付した建設機械。又は軽油を燃料とする特定特殊自動車であってオフロード法告示第 12 条第 1 項で定める基準値に適合し、基準適合表示を付した建設機械

	(2011 年基準)：軽油を燃料とする特定特殊自動車であってオフロード法告示第 17 条第 1 項で定める基準値に適合し、基準適合表示を付した建設機械
超小旋回型油圧ショベル	狭い空間で作業するために、作業装置を装備した上部旋回体が、下部走行体全幅の 120%以内で全旋回できる油圧ショベル。
後方超小旋回型油圧ショベル	旋回時に車体後方の安全が確保されるよう、後端旋回半径が下部走行体全幅の 120%以内であり、フロント最小旋回半径は 120%を超える油圧ショベル。
情報化施工機器	情報化施工は、建設事業の調査、設計、施工、監督・検査、維持管理という建設生産プロセスのうち「施工」に注目して、ICT（情報化通信技術）の活用により各プロセスから得られる電子情報を活用して高効率・高精度な施工を実現し、さらに施工で得られる電子情報を他のプロセスに活用することによって、建設生産プロセス全体における生産性の向上や品質の確保を図ることを目的としたシステムであり、その実現のために使用される機器。